

西諸地域における自殺対策の取り組み  
～自殺対策事業実施後の将来像について～

○松尾祐子 三笠美恵子 満尾昭彦 重黒木真由美（小林保健所）  
今村三千代（現中央保健所） 藤本茂紘（現都城保健所）  
管内市町 精神保健福祉センター

I はじめに

自殺対策の目的である自殺率の低減は、先行実施されている報告等から、5年～10年単位の長期的なスパンでしか達成できないとされている。また、自殺対策を実施する上では、自殺対策基本法の理念にあるように「その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえつつ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない」ものである。

そこで、宮崎県内で最も自殺死亡率が高い西諸地域地域で平成18年度から県の自殺対策事業が約3か年計画で実施されるに当たり、これらの視点から、西諸地域がどんな地域であれば自殺が減っていくと考えられるのかを所内で協議し、協議結果を事業実施後の将来像としてまとめ、自殺対策事業へ生かそうと試みた。

その結果、自殺対策の取り組みは、「地域づくり」の取り組みであることを改めて認識し、現在行っている市町の事業等に新たな視点を加えて、保健所も協働することがそのまま自殺対策につながると考えられるのでここに報告する。

II 方法と結果

- (1) ヘルスプロモーションの考え方で、自由に発想し目的に向けて再編・図式化する (図1)
- (2) 具体的な事業についても、自由な発想で内容を考え図1と対照、肉付けを行う (図2)
- (3) 事業内容に最も近いと思われる市町村事業内容と照らし合わせる。 (表1)
- (4) 最後に国の戦略研究の事業実施メニューを照らし合わせる。 (表2)

図1. 西諸地域自殺対策事業実施後の将来像 (1)

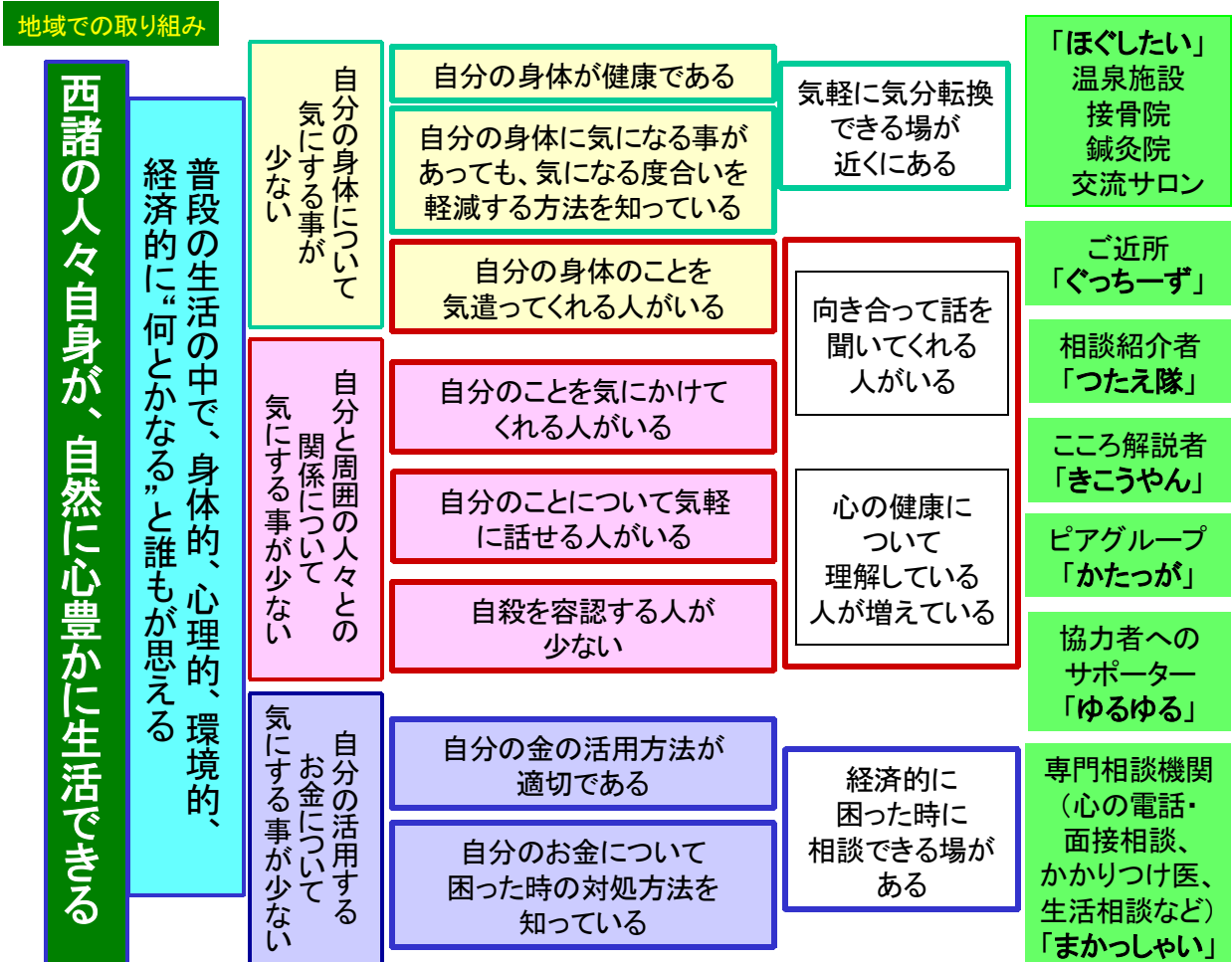


図2. 西諸地域自殺対策事業実施後の将来像（2）

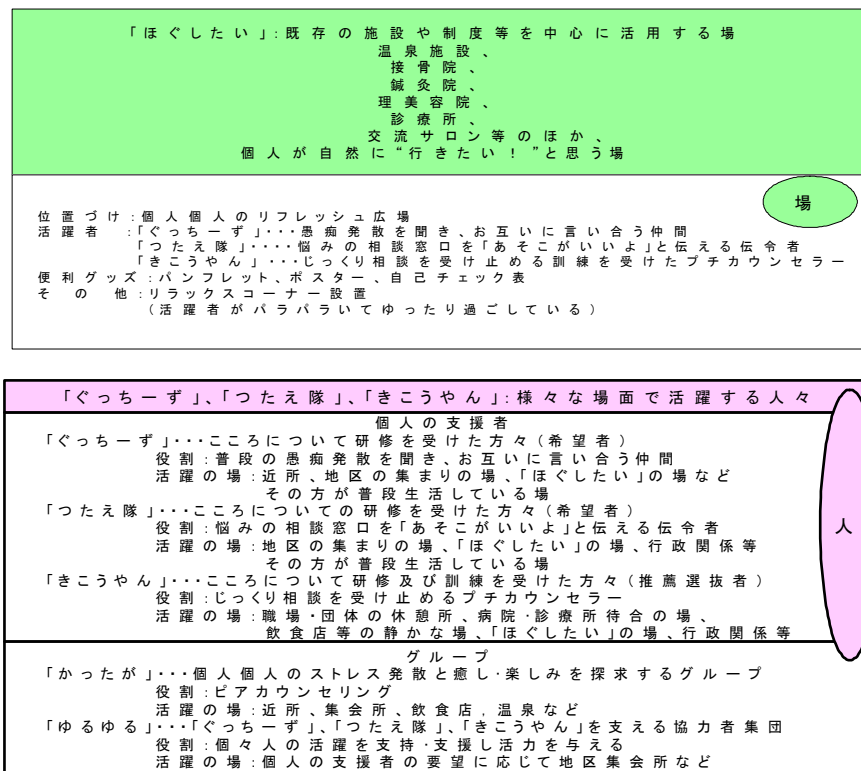


表1. 市町村事業

いきいきサロン 高齡者クラブ ボランティアサークル 公民館活動など
ボランティア (ボランティア養成講座) 民生委員・児童委員等 (各種研修) 各種推進員等 (各種研修)

表2. 自殺対策事業の枠組み

<b>一次予防</b> 住民や地域における取り組み	① イベントや広報などを活用した普及啓発活動 ② 各種講座や研修会の開催 ③ 地域のキーパーソンの養成 ④ 地域の健康サポーターの募集・育成
<b>二次予防</b> 自殺未遂者などハイリスク者対策	① 相談窓口の設置 ② 保健師などによる家庭訪問 ③ パンフレット作成 ④ 医師・看護師などへの研修会開催 ⑤ スクリーニング実施への支援
<b>三次予防</b> 自死遺族対策	① 保健師などの家庭訪問 ② 心理療法士などによるカウンセリング ③ パンフレット作成 ④ 家族会などの結成にむけた取り組み

III 考察

検討していく中で、自由発想の事業内容を市町村等の公的な事業内容にあてはめようとした際、あてはまらないものがたくさんあった。このことは、民間活力を生かす対策が必要なことを意味する。また、市町村事業について様々な分野の事業を具体的に把握することで、内容を深く掘り下げられ、特に保健、福祉、産業等幅広い分野での連携、対応等が極めて重要であることが分かった。

IV おわりに

今回、事業実施後の将来像をもとに、自殺対策としての事業を考えた。そこで、導かれたのが、「人」と「場」をあるべき姿に近づけるための事業を実施することである。

そのためには、知識の普及啓発を中心とする「一次予防」をじっくり継続的に進めていくことが大切である。また、「2次(自殺ハイリスク者対策)予防」・「3次(自死遺族対策)予防」についても、単に対象者に対する事業効果のみではなく、自殺ハイリスク者等に対する地域の理解や自殺に関する知識・意識の普及啓発等の「1次予防」の観点からの事業構成・評価も併せて行う必要があると考える。この「一次予防」は、現在市町村で実施している「健康づくり」「まちづくり」の中で生かせるものであり、そこに民間活力を反映させることでより、浸透し、継続できるものと考えている。

参考文献) 「自殺は予防できる」 本橋豊 渡邊直樹 編著 すぴか書房 2005.10.1  
 「うつ対策推進方策マニュアル」～都道府県・市町村職員のために～厚生労働省地域におけるうつ対策検討会 2004.1